

お客様各位



令和元年 9 月 1 7 日
中ノ郷信用組合

消費税率引き上げに伴う各種手数料改定について

いつも中ノ郷信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

令和元年 10 月 1 日より消費税率（地方消費税率を含む）が現行の 8% から 10% に引き上げられることとなりました。

これに伴い、当組合では、各種手数料を以下の通り改定させて頂きます（今回の手数料改定は、増税分を手数料に反映させて頂くものであり、税抜手数料の変更は行っておりません。）。

なお、ホームページ・店頭掲示等順次表記を更新して参りますが、未更新箇所がございましたら、悪しからずご了承ください。

■ 改定予定日

令和元年 10 月 1 日（火曜日）午前 0 時

■ 改訂内容の具体例（一部のみ掲載）

（1）ビジネスネットバンキング月額手数料

令和元年 9 月分（2019 年 10 月口座引落）	消費税率 8%
令和元年 10 月分（2019 年 11 月口座引落）	消費税率 10%

（2）振込手数料

振込先	振込額	窓口		ATM	
		組合員	組合員以外	組合員	組合員以外
他行あて	5 万円以上	5 5 0 円	7 7 0 円	4 4 0 円	6 6 0 円
	1 万円以上 5 万円未満	4 4 0 円	5 5 0 円	3 3 0 円	4 4 0 円
	1 万円未満	3 3 0 円	4 4 0 円	2 2 0 円	3 3 0 円
当組合あて	5 万円以上	2 2 0 円	3 3 0 円	1 1 0 円	2 2 0 円
	1 万円未満	1 1 0 円	2 2 0 円	5 5 円	1 1 0 円

令和元年 10 月 1 日以降を振込指定日とする振込から、消費税率 10% を適用します。

振込指定日が令和元年 9 月 30 日まで	消費税率 8%
振込指定日が令和元年 10 月 1 日から	消費税率 10%

【例】振込のお手続日（9 月 20 日）、振込指定日（9 月 30 日）→消費税率 8% を適用します。
振込のお手続日（9 月 20 日）、振込指定日（10 月 1 日）→消費税率 10% を適用します。

以上